

判例百選会社法 一問一答ゼミ ガイダンス

弁護士 宍戸 博幸 先生

1 平成27年度論文試験（会社法）について

(1) 事案の概要

(2) 設問の分析

設問1 競業取引（法356条1項1号）

設問2 事業譲渡（法467条1項2号）

設問3 新株発行の効力

2 会社法の学習方法

(1) 会社法の特徴

判例知識と得点が比例する→判例学習と演習が重要

(2) 判例百選の重要性

平成27年の問題は全て百選知識で解ける

3 百選ゼミの概要

(1) 百選ゼミの進め方

事前学習

- ①百選の判旨、解説を素材にした問題編（本レジュメP.3以降参照）を事前に配布
- ②問題編を解く前に該当する事件を一読しておく
- ③問題編を解く

ゼミの当日

- ④ゼミで判旨、基本知識、関連判例を解説（適宜、受講生が回答）
- ⑤答案例の配布

(2) 百選ゼミのポイント

- ①合格に必要な知識に絞った問題演習
- ②事前演習とゼミへの参加のみで基本学習が完了
- ③直前の見直しノートは答案例一冊で足りる

問題編及び答案例の一部

【設問】 63 事件（最判平 4. 12. 18）

定款または株主総会において取締役の報酬額が具体的に定められていたが、当該取締役の職務内容に著しい変更があり、その後株主総会が当該取締役の報酬を無報酬とする決議をした場合、当該取締役の報酬請求権は失われるか。理由も述べよ。

【答案例】 63 事件（最判平4. 12. 18）

設問

定款または株主総会において取締役の報酬額が具体的に定められていたが、当該取締役の職務内容に著しい変更があり、その後株主総会が当該取締役の報酬を無報酬とする決議をした場合、当該取締役の報酬請求権は失われるか。理由も述べよ。

解答

当該取締役の**同意がない限り失われない**

（理由）定款または株主総会において取締役の報酬額が具体的に定められた場合、その報酬額は会社と取締役間の契約内容となり、双方を拘束する。この理は取締役の職務内容に著しい変更があり、それに基づいて株主総会決議がされた場合も異ならない。

【設問】 98 事件その 1（東京高決平 17. 3. 23）

新株予約権発行の不公正発行を差し止めるための根拠条文を答えよ。不公正発行にあたるかどうかを判断するための、いわゆる主要目的のルールとは何か？

【答案例】 98事件その1（東京高決平17. 3. 23）

設問

新株予約権発行の不正発行を差し止めるための根拠条文を答えよ。不正発行にあたるかどうかを判断するための、いわゆる主要目的ルールとは何か？

答案例

会社法247条2号

会社の経営支配権に現に争いが生じている場面において、株式の敵対的買収によって経営支配権を争う特定の株主の持株比率を低下させ、**現経営者**またはこれを支持し事実上の影響を及ぼしている**特定の株主の経営支配権を維持・確保**することを主要な目的として新株予約権を発行すること。

【設問】 98 事件その 2（東京高決平 17. 3. 23）

主要目的ルールに該当する新株予約権の発行であっても、例外的に不公正発行にあたらない具体例を 4 つあげよ。

【答案例】 98事件その2（東京高決平17. 3. 23）

設問

主要目的ルールに該当する新株予約権の発行であっても、例外的に不公正発行にあたらない具体例を4つあげよ。

答案例

①グリーンメーラー

株価を吊りあげて高値で買い取らせる目的で買収する場合

②焦土化経営

知的財産、ノウハウ、顧客等を奪取する目的で買収する場合

③会社資産を債務の担保や弁済に充てる目的で買収する場合

④一時的な高配当や株高による売り抜けを目的として買収する場合